

新岡垣風土記

第453回

山田村大庄屋 秋武五八郎④

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

遠賀西郷の山田触大庄屋秋武家は農家であるが、氏守神社の宮司で、造り酒屋を経営していた。

氏守神社は、氏守八幡宮と称し、慶長8（1603）年社殿を福岡藩筆頭家老の黒田一成が寄進して、創建された。現在、氏守神社は氏森神社に合祀されている。秋武家は、代々氏守神社の宮司を務めたと、伝えている。

秋武本家は、屋号が酒屋で、慶長・元和の頃から造り酒屋だったと伝承している。

『秋武文書』には、酒屋株購入時の文書一通、廃業前後の文書が4通ある。今回は、購入時の文書を紹介して、秋武家の酒造業を考察する。

酒株・酒道具・酒蔵並びに室場・室道具一切、永代売渡し申す証文の事

一、八十文銭七貫五拾目

右の通り受取り申す処、相違御座無く候。然る上は此の一件にて、免や角申す者これ有るに於ては、此の書物を以つて御吟味下さるべく候。其の節に至り一言の他、申すまじく候。其の為請人・証人加判仕置き候。後年の為、件の如し。

売主・忠八

寛政六年寅十一月廿六日

請人 七兵衛

同 平四郎

同 伊左衛門

山田村五八郎殿

酒株は、酒屋営業の株（鑑札）である。藩政時代の酒屋は造り酒屋のことで、酒の小売は請酒屋・徳利酒場などと称していた。町域の酒屋は、吉木に3軒、波津・三吉・山田に各1軒が確認されている。廃業、再開しながら、3〜5軒の造り酒屋が営業して

いたのである。室場は、麴を生産する小屋（室）で、株を取得して麴の生産販売をしていた。秋武家は、麴振売り株も所有していた。振売りは、村々を触れ歩く行商のことである。

売買代金の八十文銭七貫五拾目は、銭80文、銀1匁とする交換比率で、銀7貫50匁（目）のことで、銭5百64貫文に相当する。価格を銀高で表記するが、実際は銭での取引である。銀1匁の銭価を銭匁という。福岡藩では60文・70文・80文の銭匁遣いであるが、唐津藩は72文、佐賀藩20文、天領日田では19文などを使用している。謎の多い銭匁勘定である。

売主や請人（保証人）の住所（村名）の記載が無く、忠八の酒屋の所在は不明である。

文政元（1818）年頃の秋武家の酒屋などの上納金（営業税）は、1年に60文銭で銀2百60目ほどで、銭15貫6百文に相当する。

秋武酒屋は、藩政初期の創業だから、一度廃業して、紹介文書の酒屋株で寛政6（1794）年に再開したことになる。廃業に係る事績がある。三吉村の酒屋は、明和5（1768）年に山田村源兵衛の酒屋株を購入して再開している。源兵衛と秋武家

の関係は不明であるが、筆者は秋武家の親族と推定するのである。

文化13（1816）年8月、北九州を大型台風が襲い田畑大損害、家屋の倒壊も数百軒に上った。この時、秋武酒屋は営業を停止したのである。その後数年不作が続ぎ、醸造用井戸水の水質変化もあり、酒屋の廃業を決定した。文政4（1821）年、酒屋株などを親類の鞍手郡上木村（現宮若市上木）の源次に売却して、造り酒屋を廃業したのである。



▶「秋武文書」酒株等売渡し証文